

障害福祉サービス事業所等に係る法人の代表者 様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

令和 8 年度社会福祉施設等施設整備費補助事業等に係る協議について

標記補助事業は、社会福祉法人等による施設整備に要する費用の一部を補助し、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として例年実施しています。

現時点では令和 8 年度の国庫補助採択要件等は未定ですが、今般、補助事業の円滑な実施を図るため、社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 31 日付け障第 1178 号）及び障害児施設等整備費補助金交付要綱（令和 6 年 6 月 28 日付け障第 382 号）（以下これらを「県補助金交付要綱」という。）並びに社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（最終改正・令和 7 年 3 月 28 日）及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（最終改正・令和 7 年 4 月 1 日予定）に基づく施設整備等について、令和 8 年度実施事業に係る協議を受け付けるとともに、令和 9・10 年度の事業計画に対する補助希望調査を実施することとしました。

つきましては、標記事業の実施を希望する法人は、下記により書類の提出をお願いします。

なお、盛岡市が所管する社会福祉施設等については、今回の協議の対象外ですので、別途盛岡市の指示により協議等を行ってください。

記

1 補助事業の概要

- (1) 補助の対象となる法人、施設及び事業

別紙 1「補助対象施設及び整備区分一覧」を参照のこと。

詳細は、県補助金交付要綱及び別紙 2 通知一覧を参照。

- (2) 補助率

補助対象経費の 4 分の 3 と補助基準額を比較して低廉な方

2 協議書類の提出について

- (1) 提出期限

- ① 施設整備計画協議書 令和 7 年 5 月 30 日（金）必着

社会福祉施設等施設整備費補助金 様式第 4 号

次世代育成支援対策施設整備交付金 様式第 3 号

※それぞれに対応する様式で協議書を作成する必要がありますので留意してください。

- ② それ以外の提出書類 令和 7 年 6 月 9 日（月）必着

- (2) 提出先 県庁保健福祉部障がい保健福祉課

- (3) 提出書類

A 令和 8 年度に補助を希望する場合

①提出書類	施設整備計画協議書及び添付書類 (別添「協議書類一覧・チェック表」のとおり。様式は後述ホームページに掲載。)
②提出方法	紙媒体で 1 部郵送するほか、電子メール等により全ての資料を電子ファイルを併せて提出してください。
③その他	協議書類の調製に当たっては、県補助金交付要綱等及び国の通知の他、別紙 3「協議に係る留意点等について」に留意してください。また、補助基準額（単価）の改正が予定されておりますので、補助基準額等につきましては、添付されている「04 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「05（案）次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」を御

	確認いただき、改正後の補助基準額等で協議いただきますようお願いいたします。 なお、昨年度までに令和8年度補助希望調査票を提出した法人であっても、すべての協議書類を提出する必要がありますので、御注意ください。
--	---

提出期限以降は受け付けませんので、御留意ください。

B 令和9年度及び令和10年度に補助を希望する場合

提出書類：「令和（9・10）年度社会福祉施設等施設整備補助等希望調査票」

※ 事業計画がない場合、提出は不要です。また、事業計画が明確でない場合、明らかになった後に、速やかに提出してください。

＜補助希望調査票の提出を求める趣旨＞

来年度以後の補助に必要な額を県においてあらかじめ把握することによって、今後の県等の予算のうち施設整備に必要な予算がどのくらいかについて見込みを立てるために補助希望調査を行います。

また、急に施設整備に係る情報が入る場合、補助希望調査票を提出した法人に照会や情報提供等をする場合があります。

このため、事業計画がある場合は、補助希望調査票の提出について御協力をお願いするものです。

3 今後の日程（予定）

時期	内容
令和7年5月30日	施設整備計画協議書提出期限
令和7年6月9日	その他添付資料提出期限
令和7年8月～9月	令和8年度施設整備計画個別ヒアリング（県→法人）
令和7年10月～11月	補足説明
令和7年12月上旬	県審査会
	国庫補助協議資料提出依頼（県→法人）
令和8年2月	国庫補助協議資料提出（法人→県）
令和8年3月	国庫補助協議（県⇄国）

4 資料等について

各種通知及び様式は、次のホームページ内に掲載するので、必要に応じ確認すること。

岩手県庁ホームページ > くらし・環境 > 福祉 > 障がい福祉 > 事業者情報 >

4 社会福祉施設等施設整備補助金 >

「令和8年度社会福祉施設等施設整備費補助等の協議について」

【担当】障がい福祉担当 山田

電話：019-629-5448（内線 5449）

FAX：019-629-5454

MAIL：AD0006@pref.iwate.jp

別紙1

補助対象施設及び整備区分一覧

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

主な施設整備の例

補助対象施設 (補助要綱第2・4)	設置者 (補助要綱第2・4)	整備区分 (補助要綱第2・3)
・障害福祉サービス事業所 (療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	障害者総合支援第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等(以下「社会福祉法人等」という。))	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備
・障害者支援施設	地方税法第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人。医療法人を除く。)	・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備 (身体障害者社会参加支援施設を除く。)
・身体障害者社会参加支援施設	社会福祉法人	
・居宅介護事業所 ・短期入所事業所 ・就労選択支援事業所 ・就労定着支援事業所 ・自立生活援助事業所 ・共同生活援助事業所 ・相談支援事業所	社会福祉法人等	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備 (一部のサービスを除く。)
・福祉ホーム	社会福祉法人等	・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備

2 次世代育成支援対策施設整備交付金(障害児福祉施設等)

主な施設整備の例

補助対象施設 (補助要綱第2・4・6)	設置者 (補助要綱第3・6)	整備区分 (補助要綱第3・5)
・障害児入所施設 (福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人	・創設 ・大規模修繕等 ・増築 ・増改築
・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)	・改築 ・拡張 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・防犯対策強化に係る整備 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備 (一部サービス除く)

別紙2-1

1 社会福祉施設等施設整備に係る通知一覧

① 老朽民間社会福祉施設の整備について (令和6年9月13日付け社援発 0913 第2号厚生労働省社会・援護局長通知)
② 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて (令和6年9月13日付け社援発 0913 第2号厚生労働省社会・援護局長通知)
③ 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて (令和7年3月28日付け社援発 0328 第19号厚生労働省社会・援護局長通知)
④ 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて (令和7年3月28日付け社援発 0328 第20号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑤ 社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて (平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑥ 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて (令和7年3月28日付け社援発 0328 第21号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑦ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について (令和5年7月26日付け社援発 0726 第17号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑧-1 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について (令和5年9月12日付け社援発第0912 第6号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑧-2 社会福祉施設等施設整備費(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)補助金に係る財産 処分の手続き等に関する留意事項について (令和5年7月18日付け社援総発 0718 第1号社援保発 0718 第1号障障発第0718 第2号 厚生労働省社会・援護局総務課長厚生労働省社会・援護局保護課長厚生労働省社会・援護 局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
⑨ 社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて (令和7年3月28日付け社援発第0328 第23号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑩ 生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて (令和7年3月28日付け社援発第0328 第22号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑪ 「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」 の一部改正について (令和5年7月18日付け障発 0718 第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
⑫ 社会福祉施設等施設整備費における一部改築および拡張に係る国庫補助金の算定方法の取 扱いについて (令和5年7月26日社援発 0726 第17号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑬ 社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流ス ペース)の整備について (令和6年9月13日社援発 0913 第2号厚生労働省社会・援護局 長通知)
⑭ 令和7年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等につい て (令和7年4月4日社援発 0404 第32号厚生労働省社会・援護局長通知)

※ これらの通知は次のホームページに掲載

岩手県庁ホームページ > くらし・環境 > 福祉 > 障がい福祉 > 事業者情報 >

4 社会福祉施設等施設整備補助金 >

「令和8年度社会福祉施設等施設整備費補助等の協議について」

別紙2-2

2 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る通知一覧

①次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第422号こども家庭庁成育局長通知)
②次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取り扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第423号こども家庭庁成育局長通知)
③次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱について (令和5年8月22日付けこ成第424号こども家庭庁成育局長通知)
④次世代育成支援対策施設整備交付金における生産設備等整備費の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第425号こども家庭庁成育局長通知)
⑤次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第426号こども家庭庁成育局長通知)
⑥次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第427号こども家庭庁成育局長通知)
⑦次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第428号こども家庭庁成育局長通知)
⑧児童福祉施設等における防犯対策等の強化に係る整備について (令和5年8月22日付けこ成第429号こども家庭庁成育局長通知)
⑨地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について (令和5年8月22日付けこ成第430号こども家庭庁成育局長通知)
⑩老朽民間社会福祉施設の整備について (令和5年8月22日付けこ成第431号こども家庭庁成育局長通知)
⑪次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取り扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第432号こども家庭庁成育局長通知)
⑫次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取り扱いについて (令和6年9月2日付けこ成第660号こども家庭庁成育局長通知)
⑬都市部における障害児施設等の整備の促進について (令和5年8月22日付けこ成第434号こども家庭庁成育局長通知)
⑭次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について (令和5年8月22日付けこ成第435号こども家庭庁成育局長通知)
⑮次世代育成支援対策施設整備交付金に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第420号こども家庭庁成育局長通知)
⑯次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越による事業内容の変更申請手続きについて (令和5年8月22日付けこ成第436号こども家庭庁成育局長通知)
⑰児童福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第419号こども家庭庁成育局長通知)
⑱余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について (令和5年8月22日付けこ成第437号こども家庭庁成育局長通知)

⑱次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金における多機能型事業所の交付額の算定方法について (令和5年8月22日付けこ成第418号障障発0822第1号こども家庭庁成育局参事官厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
⑳児童相談所一時保護施設における受入体制強化の特例的な取扱について (令和5年8月22日付けこ成第440号こども家庭庁成育局長通知)
㉑児童相談所一時保護施設の個別対応加算について (令和5年8月22日付けこ成第438号こども家庭庁成育局長通知)
㉒次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について (令和5年8月22日付けこ成第339号こども家庭庁成育局長通知)
㉓次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金に係る財産処分の取扱いについて (令和5年8月22日付けこ成第421号こども家庭庁成育局長通知)
㉔令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議について (令和7年2月6日付けこ成事第62号こども家庭庁成育局長通知)

※ これらの通知は次のホームページに掲載しています。

岩手県庁ホームページ > くらし・環境 > 福祉 > 障がい福祉 > 事業者情報 >

4 社会福祉施設等施設整備補助金 >

「令和8年度社会福祉施設等施設整備費補助等の協議について」

令和 8 年度社会福祉施設等施設整備費補助等の協議に係る留意点等について

凡例	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱
----	---

1 国庫補助金に係る協議方針について

令和 8 年度の国庫補助金に係る協議方針は未定であることから、補助金交付要綱及び「令和 7 年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について（令和 7 年 4 月 4 日社援発 0404 第 32 号厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「令和 7 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議について（令和 7 年 2 月 6 日付け成事第 62 号こども家庭庁成育局長通知）」に基づき協議すること。

2 留意点について

(1) 事業計画の検討について

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令で定める基準を満たしていること。
- ② 施設の整備から建物の耐用年数を経過するまで持続的に運営するための中長期的な視野に立った計画であること。
- ③ 法人の自己負担に係る部分について、独立行政法人福祉医療機構からの借入に係る償還計画や寄付、あるいは十分な内部留保等が確保されていること。
- ④ 施設整備に係る利用者の確保、職員の採用と育成等に十分検討を行っていること。
- ⑤ 就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する場合、サービス提供内容、製品の販路、収支計画、利用者の工賃についても十分に検討を行っていること。

(2) 建物の設計・工事費の算定について

- ① 整備する障害福祉サービス事業所等に対応した設備基準を満たすものであること。
- ② 補助協議中や補助決定後の設計変更は真に必要な場合に限られること（事業主体の都合による変更は認められないこと）。

(3) 整備用地の確保について

- ① 契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地を確実に確保している説明を行うとともに農地法等の法的規制の対象外であること。
- ② 以下に該当する場合は補助協議の対象とならないこと。
 - ・ 地権者等から同意が得られていない場合
 - ・ 予定地に抵当権が設定されている場合
 - ・ 用地を賃借する場合、整備建物の耐用年数程度の地上権の設定が困難な場合（市町村から賃借する場合を除く）
 - ・ 住宅街からの距離、公共交通機関、近隣の開発計画等の観点から、利用者、家族にとって利便性又は地域住民との交流の機会を欠くと認められる場合
 - ・ 建設について、地域住民から反対されている場合

(4) 市町村障がい福祉計画等との整合性について

- ・ 事業計画が、当該市町村の障がい福祉計画（障害児入居）と整合している事業である旨の市町村長意見が得られていること。
- ・ 障がい福祉計画との整合性の検討に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、地域での障がい福祉サービスの需要見込み（人口、障がい者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）を中長期的視点から比較、検討すること。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所指定を受ける必要がある場合、事前に県広域振興局等との調整を行うこと。
- ・ 障害児施設等は、当該整備事業が次世代育成支援対策を推進するために都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画、又は防犯対策強化整備計画に整合している事業であることの調整が図られていること。

(5) 所管の県広域振興局等への事前報告について

協議書の提出に先立ち、障害福祉サービス事業所の指定及び指導監督を所管する以下の県広域振興局等に対し、協議を行う旨報告すること。

圏域	所管広域振興局等
盛岡障がい保健福祉圏域	盛岡広域振興局保健福祉環境部
岩手中部、胆江及び両磐障がい保健福祉圏域	県南広域振興局保健福祉環境部
気仙障がい保健福祉圏域	大船渡保健福祉環境センター
釜石障がい保健福祉圏域	沿岸広域振興局保健福祉環境部
宮古障がい保健福祉圏域	宮古保健福祉環境センター
久慈障がい保健福祉圏域	県北広域振興局保健福祉環境部
二戸障がい保健福祉圏域	二戸保健福祉環境センター

(参考) 最近の補助採択事業

対象年度	採択事業の種別
平成 22 年度	共同生活介護・援助事業所の創設（3 件） 就労継続支援事業所の創設（1 件）
平成 23 年度	共同生活介護・援助事業所の創設（1 件）
平成 24 年度	（一般会計）共同生活介護の創設（2 件） （特別会計）多機能事業所の創設及び防災拠点スペース整備（1 件） （H24 年度国庫予備費対応（H25 協議の前倒し）） ・ 共同生活介護・援助事業所の創設（3 件） ・ 就労継続支援事業所の創設（1 件） ・ 多機能型事業所の創設（1 件）
平成 25 年度	（H24 年度国庫予備費対応） ・ 就労継続支援事業所の創設（1 件） ・ 多機能型事業所の創設（1 件）
平成 26 年度	（H25 年度国庫予備費対応） ・ 生活介護・相談支援事業所の創設（1 件） ・ 多機能型事業所の創設（1 件） ・ 多機能型事業所の大規模修繕（1 件）
平成 27 年度	・ 多機能型事業所の創設（1 件） （H27 年度国庫予備費対応） ・ 就労継続支援事業所の創設（1 件） ・ 放課後等デイサービス事業所の改築（1 件）
平成 28 年度	・ 児童発達支援センターの改築（1 件） ・ 多機能型事業所の改築（1 件） （H28 年度国庫補正予算対応） ・ 防犯対策に係る整備（23 件） ・ 共同生活援助事業所の大規模修繕（1 件） ・ 共同生活援助事業所の創設（2 件） ・ 多機能型事業所の創設（1 件） ・ 生活介護事業所の創設（1 件）
平成 29 年度	・ スプリンクラー設備等の整備（1 件） ・ 老朽民間社会福祉施設の整備（1 件） （H29 年度国庫補正予算対応） ・ 就労継続支援事業所の大規模修繕（1 件） ・ 多機能型事業所の改築（1 件）
平成 30 年度	（H30 年度国庫補正予算対応） ・ スプリンクラー設備等の整備（1 件） ・ 共同生活援助事業所の大規模修繕（1 件） ・ 共同生活援助事業所の創設（2 件）
令和元年度	・ 共同生活援助事業所の創設（1 件） ・ 障害者支援施設の大規模修繕（1 件） ・ 共同生活援助事業所の創設（3 件） （R1 年度国庫補正予算対応） ・ 共同生活援助事業所の創設（2 件） ・ 共同生活援助事業所の大規模修繕（1 件）

令和 2 年度	・ スプリンクラー設備等の整備（１件） ・ 多機能型事業所の創設（１件） （R2 年度国補正予算対応分） ・ 地域生活支援拠点等・共同生活援助・就労継続支援 B 型事業所の創設（１件）
令和 3 年度	・ 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の創設（１件） （R3 年度国補正予算対応分） ・ 就労継続支援 B 型事業所の創設（１件）
令和 4 年度	・ 共同生活援助事業所の増築（１件） ・ 就労継続支援 B 型事業所の創設（１件） （R4 年度国補正予算対応分） ・ 多機能型事業所の創設（１件）
令和 5 年度	・ 就労継続支援 B 型事業所の創設（１件） ・ 療養介護等事業所の大規模修繕（１件） （R5 年度国補正予算対応分） ・ 就労継続支援 B 型事業所の改築（１件）
令和 6 年度	・ 放課後等デイサービス事業所の創設（１件） ・ 児童発達支援事業所の創設（１件） （R6 年度国補正予算対応分） ・ 生活介護事業所の改築（１件） ・ 生活介護事業所の創設（１件）